

ドイツ保険契約法上の告知義務違反とプロ・ラタ主義

専修大学 潘 阿憲

1. はじめに

2008年に施行されたドイツ保険契約法では、それまで、保険契約者が契約上または法律上の責務（Obliegenheiten）違反や危険増加の禁止違反、告知義務違反等の場合に適用されていた Alles-oder-nichts の原則（全部免責原則）が廃止され、いわゆるプロ・ラタ主義が採用された。具体的には、故意による告知義務違反以外の場合については、引受基準減額原則を採用したのに対し、重過失による危険増加禁止違反や各種の責務違反、重過失による事故招致の場合については、割合的減額原則を採用した。

本報告では、告知義務違反の場合のプロ・ラタ主義の導入の趣旨や経緯、その内容等について検討する。

2. プロ・ラタ主義導入の趣旨とその経緯

旧法下で適用されていた全部免責原則に関しては、義務違反等につき重過失があるか無いかによって、保険契約者が保険給付を全部受けるか、保険者が全く給付義務を免れるかという二者択一的な解決方法は妥当性を欠くなどとする強い批判があった。その後、全部免責原則の廃止論が優勢となり、最終的にプロ・ラタ主義を導入する立法につながった。

3. 告知義務に関する規律の内容

保険契約者の告知義務に関するドイツ保険契約法19条は、1項で、旧法上の自発的告知のルールを改め、質問応答方式の告知義務を定め、2項で、保険契約者の告知義務違反に対し、保険者は解除権を行使することができる」と規定したうえで、3項で、「保険契約者が、故意または重大な過失によらず、告知義務違反をしたときは、保険者の解除権は排除される。この場合に保険者は、1カ月の解除予告期間を遵守し、その契約を解約する権利を有する」と規定している。また、同4項は、「保険者が、告知されなかった事実を知ったとしても、別の条件でその契約を締結していたであろうときは、重大な過失による告知義務違反を理由とする保険者の解除権、および第3項第2文の保険者の解約権は排除される。この別の条件は、保険者の請求により、遡及的効力のある契約の要素になるが、保険契約者の責めに帰すべき事由によらない義務違反の場合には、進行中の保険料期間の将来に向かって効力を有する契約の要素となる」と定めて、契約内容の調整(Anpassung)という制度を規定している。

4. プロ・ラタ主義としての契約調整の内容

(1) 契約調整の要件

第1に、保険契約者が故意に告知義務に違反したものではないことが必要である。

第2の要件として、「保険者が告知されなかった事実を知ったとしても、別の条件で当該契約を締結していたであろうとき」、すなわち、告知されなかったより高い危険に対応した条件で保険契約の内容を調整することができることである。

第3の要件として、保険者が保険契約者に対し、文書方式の個別の通知によって、告知義務違反の効果を指摘したことが必要であり、そうでなければ、契約調整は認められない（19条5項第1文）。

第4の要件として、保険者が告知されなかった危険事実を知っていたとき、またはその告知が事実でないことを知っていたときも、契約調整は認められない（19条5項第2文）。

(2) 契約調整の方式

契約の調整は、保険者からの請求 (Verlangen) によって行われる (19条4項第2文参照)。この請求は、一方的な意思表示であり、書面による通知 (Mitteilung) という方式で行われる必要がある (21条1項第1文、19条6項第1文参照)。当該通知は、保険者が告知義務違反を知ったときから1カ月以内に、保険契約者に対し行わなければならない (21条1項第1文)、その際、その根拠とする事実を告げなければならない (同第3文)。また、同通知の中で、保険者は保険契約者に対し、契約変更により保険料が10%以上増額される時、または保険者が告知されなかった事実に関する危険の担保を排除したときに、保険契約者が保険者の通知の到達の時から1カ月以内に即時に当該契約を解約することができることを指摘することが要求される (19条6項第2文)。

(3) 契約調整の効果

(a) 保険者の確定権

契約調整の要件が満たされる場合には、その効果として、解除権 (重過失による告知義務違反の場合) および解約権 (責めに帰すべき事由がない場合または単純過失の場合) が排除されて、契約内容の調整が行われることになる。契約調整は、通常、危険の排除や保険料の増額などいろいろな方法によって行われることになるので、保険者はドイツ民法典315条が規定している一方的な確定権 (einseitiges Bestimmungensrecht) を有すると解される。

(b) 具体的な契約調整の内容

- ①危険担保の除外または制限
- ②割増保険料の支払い

(c) 契約調整の時点

- ①保険関係の当初から
- ②進行中の保険料期間の初めから

(4) 保険契約者の解約権

保険者が契約変更の権利を行使した場合には、保険契約者にとって変更された条件で契約を維持していくのが困難となることがある。そこで、19条6項は、契約内容の変更によって、保険料が10%以上増額された場合、または保険者が告知されなかった事実に関する危険の担保を除外した場合について、保険契約者に対し解約権を与え、保険契約者は保険者の通知の到達の時から1カ月以内に、即時にその契約を解約できると規定した (19条6項第1文)。

(5) 契約調整についての立証責任

保険契約者は、告知されなかった事実が保険約款および保険者の一般的な業務取扱基準に照らして保険保護の拒否をもたらすべきではなく、保険者が告知されなかった事実を知ったとしても別の条件で契約を締結していたことを主張する責任を負い、また争いがある場合にはこれを立証する責任を負うと解される。

しかし、保険契約者は、通常、保険者の引受実務における業務取扱基準について詳しい知識を有しないのであり、保険者のみが、一定の増大した客観的または主観的な危険に対し、保険の申込みを拒否するか、または通常の契約よりも保険料を割増して契約するか、または一定の危険担保を除外して契約するかについて詳しく知っているのであるから、保険契約者が契約調整の可能性について概括的に主張した場合には、その陳述責任は果たしたことになり、これに対し、保険者は、当該主張を争う責任を負い、その業務取扱基準を開示しなければならないと解される。